

第3回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和8年8月4日（火）13：30～

岐阜合同庁舎5階共用第1会議室

中家 賃金室長	定刻になりました。 本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、令和8年度第3回岐阜県最低賃金専門部会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本会は公開審議としており、4名の方が傍聴されています。 それでは竹内部会長よろしく申し上げます。
竹内部会長	ただいまから、令和8年度第3回岐阜県最低賃金専門部会を開催いたします。 それでは議事に入ります。 議題1「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。 最初に全国の結審状況について、把握していれば、事務局から説明をお願いします。
森本 室長補佐	昨日までに結審している局はありません。
竹内部会長	ありがとうございました。 前回までの専門部会におけるそれぞれの御意見を確認しておきます。 労働者側からは、連合リビングウェイズ、この調査結果を尊重したいということで、75円プラスの1,140円を提示されました。 これに対し使用者側は、賃金改定状況調査の第4表の③、一般労働者とパートタイム労働者の賃金上昇率の3.7%、39円引上げの1,104円を提示されました。

	また、それぞれ御呈示のあった数字の根拠などについて御説明をいただきました。 まだ、それぞれの金額が 36 円と開きが大きいのですが、これより公労、公使の二者協議を行いたいと思います。 まず、公労から始めたいと思います。 事務局から連絡をお願いします。
中家室長	それでは、二者協議に移ります。 公労使各委員の皆様はそれぞれの控室で待機をお願いします。 傍聴人の皆様に御案内申し上げます。公労使三者の審議が再開されるまでの間は傍聴席でお待ちいただきますようお願いいたします。
【公労、労使の二者協議を実施】	
竹内部会長	お待たせいたしました。それでは、公労使三者の審議を再開いたします。 労使双方から個別に御意見を伺いましたので、その内容についてご報告いたします。 昨日の審議を受けて、労働者側の方としては、連合の有期・短時間労働者の賃金改定結果から 6.18%の 65 円という意見をいただいております。 これに対し使用者側からは、経営者協会の賃金交渉結果である 4.21%の 45 円という意見がありました。 まだ差が大きいとのことで、それぞれお話をお聞きしました。 労働者側からは、物価上昇、これについては様々な指標がございますけれども、生鮮品を除く食料の上昇率の平均 5.4%が一番大きく出ている数字であるとして、5.4%を基準にして、1,065 円から引上げ 58 円ということでお話がありました。 これに対しまして使用者側からは、先ほどは経営者協

	会の結果からでしたが、連合の賃金交渉結果の5%を示して53円の提示がありました。 これで開きが5円ありますので、今のところはこの差は埋まっていない状況です。 現在公益の見解をまとめているところでございますが、今の説明につきまして何か御発言はございますでしょうか。労働者側委員いかがですか。
栗本委員	特にございません。
竹内部会長	使用者側委員はいかがですか。
澤村委員	特にございません。
竹内部会長	今日は、大変丁寧に審議を頂いたと思っております。 それぞれの御主張を伺いながら、根拠は何ですかということで、なるべくエビデンスに基づいて示してほしいということで、膨大な資料の中から示していただいて、最終的に詰めていく中で、使側としては目安の56円までは議論できるとの話もいただきました。労側としては、物価上昇が大きいとのお話でした。 それぞれまた御主張をお伺いして、その上で、公益委員の中でも審議いたしました結果について述べさせていただきます。 ひとつの土台としては、賃金上昇、春闘の結果、改定率は、経営者協会の4.21%と連合結果の5.00%では隔たりはありますが、それは一つとして受け止めるものではあります。 ただし、物価上昇の方が大きかったので、この生鮮品を除く食料の物価上昇率の5.4%というものをどう評価するのかというところが大事なところだというふうに考えました。ただ、中央の目安答申文では法定3要素をバランスよく見てくださいということなので、物価上昇

だけを見るものではないということ。物価上昇についてはたくさんの指標が示され、それぞれ数値も違います。例えば岐阜県の場合、住宅は比較的価格が低い、ガソリン価格はある程度影響が考えられるということで、物価上昇分というのは一つの指標だけを根拠にするのは少し弱いというふうに考えています。もちろん、最低賃金を考える上では非常に重要な要素と思いますが、出てきている多くの数字の中から、5.4%を一つの参考にしつつ3つの要素を見るということで、使側から御主張いただきましたが、5.4%は受け止めるけれども、春闘相場のところでは、連合調査でも5%、この5.0と5.4に注目すべきだと、そうすると目安の56円に近くなるのではないかという御意見もありました。三要素をバランスよく考えていくという点では参考になる考え方かなというふうに思ったところでございます。

それから、今回については、他県との格差については、中央の目安では、Aランクに対し、B、Cランクは2円差をつけているところで、全国の均衡統一感を図るということを目安で示している所を受け止めるという形にしたいということで、その目安の差を尊重したいと考えました。

その他、様々な御意見を頂戴しました。使用者側からは、小規模事業者が多い、受託事業者比率が多いであるとか、労働者側からは、賃上げの影響をより多くの方に享受していただくためには、最低賃金を引き上げて行くべきではないかということ、それから、ハローワークの実質賃金、求人情報の額に比べると最低賃金が低いのではないかとのご指摘もありました。

また、物価上昇が5.4%ということについて、全国の数字も5.4という数字になっている。そうすると、物価を基準にして目安よりも上げていくとなった時に、中央の目安が様々な要素を勘案して今回、Aランクの54円、

	B・Cが 56 円となっているわけで、目安を超えてプラスしなければならない理由が物価基準だけでは、岐阜の物価も全国の物価も同じ 5.4 ですので、目安よりも上げる理由が弱いのではないかとということもあり、目安どおりということにしていただきたいという結果を公益委員としてお伝えさせていただきたいと思います。 公益委員の見解としましては、目安額同額の 56 円の 1,121 円を提案します。 それでは、本日の審議はここまでとしまして、労使とも一度持ち帰って御検討いただき、明日の専門部会で結論を出すことにしたいと思いますが、双方よろしいでしょうか。
各側委員	異議なし。
竹内部会長	それでは、そのように進めてまいります。 公益委員といたしましても、前向きな御判断をいただきまして、全会一致となることを期待しております。 次に議題 2「その他」ですが、事務局から何かありますか。
中家室長	予定している議題はありません。
竹内部会長	それでは、本日の専門部会は、これもちまして閉会といたします。 次回の専門部会は、明日 8 月 5 日（水）午前 9 時 30 分から、この会場で開催します。 お疲れ様でした。ありがとうございました。